

# 調達改善計画の実施状況（27年度）について

- 調達の費用対効果（経済性）、公正性、透明性を向上させるため、毎年度、調達改善計画を策定。計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映によるPDCAサイクルにより改善を推進。
- 主な実施状況は以下のとおり。

## （1）重点的に取り組む分野

### 計画の内容

- ①共同調達の拡大  
→ 本省において、前年度に共同調達件数の増加に道筋をつけた品目の確実な実施。また、当省未実施品目について、共同調達の適否を検討。地方支分部局等においても推進。
- ②MPS（マネージド・プリント・サービス※）業務の推進  
→ 調達コスト削減及び事務手続の軽減効果等の検証を踏まえ、費用対効果が認められる部局においてはMPS業務の導入を着実に推進。

※ MPS（マネージド・プリント・サービス）＝コピー機等の出力機器の最適配置調査と出力サービスの提供等を組み合わせた役務契約。コスト削減等の効果が期待される。

### 【共同調達の拡大】

- 本省において、27年度上半期に11品目（うち新規2品目）実施済。28年度共同調達の拡大に向けた検討も実施。また、九州地方整備局等、36の地方支分部局等で共同調達を実施。

### 【MPS】

- 27年4月に1部局増加（国土技術政策総合研究所）し9部局で導入済。コスト縮減・事務手続きの軽減等の効果を整理（約6.3億円のコスト削減効果）。
- 導入済の一部部局では、印刷等の使用状況の検証・整理を行い、その結果をイントラ等に掲載することにより、経費削減効果を職員に周知。

### 取組の状況及び効果

## (2) 継続的な取組等

### 計画の内容

- ①競争性のない随意契約の見直し  
→ 競争性・透明性を図るため、全案件について競争性向上の可否を検証。結果をHPに公表。
- ②一者応札の見直し  
→ 競争環境改善策の事前検証を行う他、結果として一者応札となった場合、その原因を分析・検証。結果をHPに公表。
- ③公共工事の調達  
→ 総合評価落札方式における競争参加者・発注者双方の事務手続きの負担軽減等を図るため、施工能力評価型と技術提案評価型による二極化を推進。
- ＜その他の主な取組＞
- 少額契約の競争参加機会拡大
  - 公正入札調査会議・内部監査による点検機能確保 等

### 取組の状況及び効果

#### 【競争性のない随意契約】

- 全案件について、競争性のある契約への移行可否を検証し、随意契約理由を整理・公表。
- 133部局から329件の契約案件について内部監査を実施し、328件は適正さを確認。1件を不適正なものとして是正指導を行った。

#### 【一者応札】

- 全競争契約について競争環境改善策の事前検証と、必要な改善策の実施。
- 結果として一者応札となったものについて、実施した競争環境改善策、原因分析結果、今後の課題等を詳細に記載した個票を作成し、HPで公表。

#### 【公共工事の調達】

- 二極化の推進により、競争参加者・発注者の双方で、資料作成や審査における一定の負担軽減効果があることを確認。新規参入を促す取組の試行も推進。引き続きフォローアップを実施。
- 段階的選抜方式の本格運用について外部有識者を交えた懇談会で議論。

#### 【その他の取組】

- 少額契約について、オープンカウンター方式を活用し、競争参加機会を拡大。
- 公正入札調査会議による契約の透明性の確保及び適正性の審査、内部監査の実施 等

平成27年度国土交通省調達改善計画の年度末自己評価結果  
(対象期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日  
国土交通省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
平成27年度については、同様の品目について共同調達を実施するとともに、前年度に共同調達件数の増加に道筋をつけた品目を確実に実施する。また、未実施品目について共同調達の適否を検討する。さらに、地方支分部局等における共同調達の拡大についても、引き続き推進する。 【目標】 国土交通本省における共同調達について、平成26年度に実施した9件から増加させる。また、少なくとも1以上の地方支分部局等において実施する。		【本省】 前年度に共同調達件数の増加に道筋をつけた2品目(ガソリン・配送)を確実に実施した。 平成28年度の共同調達案件の拡大に向けて検討を行った。  【地方支分部局等】 九州地方整備局管内の近隣省庁とコピー用紙購入について、共同調達の拡大を行うなど、36の地方支分部局等で共同調達を実施した。	【本省】 総務省、警察庁との共同調達において、取りまとめ担当省に対して契約事務の委任を行うことで契約手続きが縮減された。 平成28年度の共同調達案件の拡大に向けて、道筋をつけた。  【地方支分部局等】 当省が取りまとめを行うことで他省庁の契約手続きが縮減された。	A	【本省・地方支分部局等】 共同調達を行う年度によって予定数量や物価指数が異なるため単純比較が難しく、引き続き共同調達によるスケールメリット等の効果検証を行っていく必要がある。 本省の28年度の共同調達案件は、拡大可能性のある品目の目処はつけたものの、契約に向けては調整中である。	【本省】 引き続き、同品目について共同調達を実施するとともに、共同調達案件の拡大に向けて検討を行う。  【地方支分部局等】 引き続き、共同調達を実施するとともに、地方支分部局等の状況に応じ、共同調達の拡大に向けて検討を行う。
プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器の集約化等について、調達コスト削減及び事務手続の軽減効果等の検証を踏まえ、費用対効果が認められる部局においてはMPS業務の導入を着実に推進する。 【目標】 平成27年度中に、平成26年度までに導入した8部局から増加させる。		【地方支分部局等】 平成27年4月に国土技術政策総合研究所に導入を行った。 導入済みの部局においては、導入前後におけるコスト縮減及び事務手続の軽減等の効果について整理を行った。	【地方支分部局等】 前年度より1部局(国土技術政策総合研究所)増加し9部局で導入済みであり、導入前後の比較で、6.3億円のコスト縮減を図った。 また、導入済み一部の部局において、両面印刷、集約印刷等の使用状況について、前年度同月との比較など削減効果の検証を行った。 その結果をイントラ等に掲載することにより、経費削減効果について、職員に周知を行った。	A	【地方支分部局等】 未導入部局において、コスト縮減等の効果が得られない見込みの部局も見受けられることから、MPS以外の手法による効率化も含め検証等を行うことが必要。	【地方支分部局等】 引き続き、MPS導入効果について、効果を検証のうえ、取組を実施する。
競争性のない随意契約は、概ね減少傾向を示しているところであるが、より一層の競争性及び透明性の確保を図る観点から、競争性のある契約への移行を推進する必要がある。 そのため、平成27年度においても、引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討する等の取組を行い、その結果をホームページにおいて公表する。		【本省・地方支分部局等】 各調達部局に対し、調達改善計画の推進に関する事務連絡を发出し、以下の取組を実施した。 調達部局ごとに競争性のある契約への移行可能性を改めて検討する取組を行い、理由等の区分を明確に整理し、その結果を半期毎に公表することとした。 透明性の向上を目的として、全調達部局のホームページに特設ページを設置し、公表をより効果的なものとした。	【本省・地方支分部局等】 競争性のない随意契約と整理するものについて、不適切な理由のものはないことを確認し、真にやむを得ないものに限定した結果、前年度に比べ、金額は若干増加したものの、件数については減少した。 具体的には、前年度と比較して、 ○財務省調達(公共調達の適正化について)に基づく競争性のない随意契約を行ったものが、51件減、73.3億円増となった。 また、上記契約を行ったもののうち、 ○次年度以降競争性のある契約に移行する予定のものは、27.4億円 であり、これらについては、競争性のある契約手続に移行する予定である。  なお、契約全体における競争性のない随意契約の金額の比率は5%(前年度比: +1%)、件数の比率は12%(前年度比: +1%)と若干増加しているもののほぼ同水準にとどまっている。(参考: H26国全体は、金額20%、件数16%)	A	【本省・地方支分部局等】 引き続き、随意契約理由の審査等を行い、内部牽制を有効に機能させることが必要。	【本省・地方支分部局等】 引き続き実施する。
一者応札については、地理的要因や、企業側の理由(業務量の多寡、技術力等)によりやむを得ず発生してしまうものも一定程度あると考えられ、競争入札が形骸化している事業も認められることから、改善策を講じているにもかかわらず、複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない事業などについては、外部性・透明性を確保したうえで、適正な契約方式へ移行することについても検討する。 ただし、発注者側の取組により改善が期待できる部分もあると考えられることから、競争参加者を増加させるための環境改善については、引き続き取り組むこととする。 そのため、平成27年度においても、引き続き、契約手続に入る前に事前検証を行う。特に、結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、各調達部局において一者応札となった原因の分析を行い、その結果をホームページにおいて公表する。		【本省・地方支分部局等】 各調達部局に対し、調達改善計画の推進に関する事務連絡を发出し、以下の取組を実施した。 全ての競争契約を対象として、契約手続前に事前検証を実施し競争環境の改善を推進した。 一者応札となった契約のうち、契約金額が3億円超のものについては、原因を詳細に分析し、半期毎に公表することとした。 透明性の向上を目的として、全調達部局のホームページに特設ページを設置し、公表をより効果的なものとした。	【本省・地方支分部局等】 全ての契約を対象として事前検証を行い、結果として一者応札となったもの(契約金額3億円超)は、43件。 これらについて、実施した競争環境改善策、原因分析結果、今後の課題等を詳細に記載した個票を作成して、ホームページに掲載することで、一者応札についての透明性が確保された。 また、一者応札の見直しに寄与するものとなった。	A	【本省・地方支分部局等】 一者応札となった原因を分析した結果 ○業務が著しく特殊なため、業者側の施行能力が不足していると考えられるもの16件  ○仕様求められる施行能力を満たしているものも業者側の経営判断等により不参加となったと考えられるもの23件  ○業者側の施行能力不足及び事業者の経営判断等により不参加となったと考えられるもの4件  となり、業務の特殊性から一者応札となっている状況が確認された。 引き続き、一者応札の原因等を分析することが必要。	【本省・地方支分部局等】 引き続き取組を継続する。 28年度調達改善計画に基づき、カテゴリ別の要因に応じた分析や複数年度一者応札が継続しているものの十分な検討を行う。
外部有識者を交えた懇談会等の議論を踏まえ、総合評価落札方式の活用・改善を含め、より良い調達を実現するため引き続き改善に努める。 特に、技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の負担増大などが課題となっていることから、施工能力を評価するタイプと技術提案を評価するタイプに二極化するなどの改善策を運用しているところである。引き続き、当該改善策の運用を推進するとともに、工事の品質を確保しつつ、入札契約手続事務の更なる改善及び効率化を推進する。		【本省】 二極化による改善策の本格運用を実施。 また、同意する発注者間で工事成績データの相互利用を実施。 これまで試行で実施していた段階的選抜方式について、本格運用に向けた議論を懇談会で実施。  【地方支分部局等】 全地方整備局において、二極化による改善策の本格運用を実施。 また、新規参入を促す(簡易な施工計画のみを加点評価する、自治体の工事成績等も評価対象とする)工事の試行を実施。	【本省】 競争参加者・発注者の双方において、資料作成や審査における一定の負担軽減効果があることを確認。また、工事成績データの相互利用により、新規参入を含めた建設業者の技術的能力の公正かつ効率的な審査を推進。 段階的選抜方式の本格運用を記載した総合評価ガイドライン改正版の案を作成。	A	【本省・地方支分部局等】 特定の企業への受注偏りや企業の参入の阻害などが無いかについて引き続き注視し、必要に応じて効果的な対応を検討。	【本省・地方支分部局等】 本省及び全地方整備局において、引き続き二極化等の改善策の運用に取り組むとともに、明らかとなった課題に対し、必要に応じて対応を検討。

平成27年度国土交通省調達改善計画の年度末自己評価結果  
 (対象期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日  
 国土交通省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
会計法令で予定価格が少額の場合に随意契約が可能とされている場合であっても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、一般競争等を活用するなど競争参加機会の拡大について推奨する。		【本省・地方支分部局等】各調達部局に対し、調達改善計画の推進に関する事務連絡を发出し、競争性の向上による調達費用の低減を目的として、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式等を活用し、競争参加機会の拡大を図った。	【本省・地方支分部局等】オープンカウンター方式を活用している部局等においては、事務の効率化が図られ、公正性及び競争性が向上した。具体的には、少額随意契約のうち、オープンカウンター方式で調達したものが4,148件、10.5億円 一般競争方式で調達したものが438件、2.6億円となり、競争参加機会の拡大が図られた。	A	【本省・地方支分部局等】少額契約の競争参加機会の拡大に当たっては、引き続き、事務負担（行政コスト）の観点からも適切な方法かどうか留意して取組を進めることが必要。	【本省・地方支分部局等】引き続き実施する。
国土交通本省で使用するコピー経費等の削減について、引き続き、白黒両面印刷を奨励し、コストの見える化等の取組を推進する。		【本省・地方支分部局等】留め置きプリント機能を有する機器を試行的に導入している部局において、削減効果等の検証を行った。	【本省・地方支分部局等】コピー用紙の無駄な出力を抑制することで、削減効果が得られた。具体的には、留め置きプリント機能を有する機器を導入している7部局において、削減効果等の検証を行った結果、年間約330,000円のコスト削減効果があると試算出来る。	A	—	【本省・地方支分部局等】引き続き取組を実施する。
国土交通本省の調達案件（物品・役務）について、外部有識者からなる「公正入札調査会議（契約の適正化小グループ）」を設置し、抽出された個別の案件について、①契約の適正性の審査、②競争入札及び企画競争を行った契約のうち一者応札又は応募となったものを中心に、改善策の検討等の取組を行っているところであり、平成27年度についても引き続き同会議の更なる活用を図る。		【本省】本省において外部有識者4名を委員とする公正入札調査会議（契約の適正化小グループ）を開催し、物品・役務の随意契約及び一般競争契約について契約の適正性の審査や、企画競争にかかる一者応募の改善策の検討を実施。 物品・役務にかかる随意契約の全699件、一般競争契約の全582件のうちから、有識者が抽出した40件（うち随意契約23件、一般競争契約17件）の案件について審査を実施した。	【本省】委員から意見具申のあった個別の契約案件について、その改善策を検討。以後、同様の調達を行う場合、当該改善策に即した調達改善を進める。 また、一者応札理由のより詳細な把握をするよう、各調達部局に周知した。	A	—	【本省】今後の公正入札調査会議の事後審査において、委員から意見具申のあった個別の契約案件については、改善策を検討し、将来の同様の契約案件での改善を図るための措置を講じる。
平成27年度においては、引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、当該措置について各調達部局に周知し、各調達部局における改善を促進する。		【本省・地方支分部局等】会計監査実施計画において、重点監査事項に位置付け、内部監査を実施した。	【本省・地方支分部局等】133部局に対象案件を無作為抽出して内部監査を実施した。 この結果競争性のない随意契約329件のうち、328件が適正と判断され、1件が不適正なものと判断された。不適正と判断されたものについては、来期以降同様の契約を行う場合には、競争性を確保した契約となるように指導を行ったところである。 随意契約理由の審査については、調達部局内に委員会を設置するなど、内部牽制機能が確保された。 また、複数年にわたり一者応札且つ未だに解消していない案件195件を監査し、一者応札となった原因究明をどのように行っているか、具体的な対応方法等についてヒアリングを通じ、分析結果を含め、内容の確認を行った。	A	【本省・地方支分部局等】内部監査実施状況から、競争性のない随意契約においては、各部局において審査体制が整備されており、随意契約理由の合規性についても概ね確保されていることが確認された。 また、一者応札の見直しについては、一部の案件において解消のための取組余地があるものの、地理的要因や企業側の理由が原因と考えられる案件もあることから、引き続きその原因分析や資格要件の見直し等に努める必要がある。	【本省・地方支分部局等】平成28年度においても、引き続き重点監査事項として内部監査を実施する。
人事評価において、必要性の低い事業を廃止するなどコスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が職員の担当分野において可能な場合、業績目標の設定を行うとともに、目標以外も含めたコスト意識や業務改善に向けて取られた行動については、能力評価・業績評価双方において、適切な評価を実施する。		【本省・地方支分部局等】人事評価におけるコスト意識や業務改善に留意した目標設定、適切な評価について、各局等担当者を通じた周知を行うとともに、省内のイントラネット掲載による周知を行った。	【本省・地方支分部局等】個別の業務に関する効果を測定することは困難であるが、個々の職員において、コスト削減や業務改善に関する目標を掲げることで、それを意識した日々の業務遂行に繋がりを、省内におけるコスト削減、業務改善に一定程度の成果があったものと認識している。	A	—	引き続き実施する。
会計事務職員を対象として調達改善にかかる内容の研修を引き続き実施することにより、職員のスキルアップを図る。		会計事務職員のスキルアップを図るため、会計事務基礎研修において、「調達改善計画」のカリキュラムを設けて実施した。	【本省・地方支分部局等】研修実施（H27.7）により、会計事務職員が調達改善の重要性を改めて認識した。	A	—	引き続き実施する。

平成27年度国土交通省調達改善計画の年度末自己評価結果  
 (対象期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日  
 国土交通省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の進捗状況(※)		
府省共通の調達総合情報システムと連携を行い、事業者に対して調達情報に係るメールマガジンの配信を開始する。	○	【本省・地方支分部局等】平成27年4月から、メールマガジンの配信を実施した。	【本省・地方支分部局等】693名の登録者(平成28年3月末現在)に情報を発信。	A	【地方支分部局等】メールマガジンの配信と連動している調達総合情報システム導入官署が限られているため、メールマガジンの活用が限られている。	【本省・地方支分部局等】調達総合情報システムの導入に向けた検討を行う。

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
平成27年度に開始した取組				

- (※)
- A：(定量的な目標) 目標達成率90%以上  
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
  - B：(定量的な目標) 目標達成率50%以上  
 (定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組
  - C：(定量的な目標) 目標達成率50%未満  
 (定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
 (対象期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【菊池 きよみ弁護士】 意見聴取日【平成28年6月27日】

意見	意見に対する対応
<p>○一者応札の原因分析結果では、施行できる業務内容であるものの受注者側の経営判断により不参加となったとされているものもあることから、受注者側の立場でのメリットの有無など、これまでとは異なる視点から多面的な分析を行い、一者応札の改善に繋げるべきではないか。</p> <p>○少額随意契約に関して、オープンカウンター方式、一般競争方式を活用することにより、公正性・競争性が向上したとのことだが、それぞれの方式を活用することが最適な方法かの検証も行き、経済効果に見合わない事務負担増などにならないようにすべき。</p> <p>○人事評価に関しては、調達改善における効果の把握や課題の見極めが難しいのではないかと。</p>	<p>○受注者側の経営判断により不参加となったものを含め、一者応札の原因分析を行うに当たり、事業者に具体的な理由をできる限り聴取するなど、具体的な理由を明らかにするように努めていく。</p> <p>○オープンカウンター方式は、一般競争方式に比べ事務負担増になりにくいことを踏まえ、平成28年度調達改善計画から、明確に推奨することを打ち出したところ。引き続き、少額随意契約の競争参加機会の拡大とそれに伴う事務負担を勘案して適切に取組む。</p> <p>○職員への意識付けを図る意味でも、イントラネットの周知などを実施し、人事評価を利用し、コスト削減や業務改善など職員の意識改革を促しているところ。</p>

外部有識者の氏名・役職【杉本茂公認会計士】 意見聴取日【平成28年6月27日】

意見	意見に対する対応
<p>○MPSについて、中長期的には、特定の企業に受注が固定化しないよう、参入障壁がない形とすべき。また、使用状況のカウント方法など、工夫できる余地がある場合があるので、導入部局から声を拾い上げるなど、効率化を継続して進めることが必要。</p> <p>○留置プリントは、導入コストがあまりかからない一方、効果はあると思われるので、省内での導入を拡大すべき。</p> <p>○随意契約について、結果的に比率が増加していることから、その原因について把握しておくことが必要。</p>	<p>○MPSについては、現状においてはサービスを提供している企業が限られている部分があるが、導入部局に契約上の工夫ができる場所がないかを聴取するなど、効率的な導入について検討していく。</p> <p>○留置プリントについては、28年度から本省で導入を拡大する予定。引き続き、導入効果が見込まれる部局での導入を推進していく。</p> <p>○随意契約については、随意契約によらざるを得ない理由の整理に当たり、一定の区分（例：法令の規定により相手方が一に定められる）を明確にして整理をしているところであり、引き続き、原因を把握する。加えて、28年度からは競争性のある契約に移した事例を省内に周知し、真に随意契約によらざるを得ない契約に限定することに資することとする。</p>

外部有識者の氏名・役職【宅間 文夫 明海大学不動産学部准教授】 意見聴取日【平成28年6月23日】

意見	意見に対する対応
<p>○一者応札については、企業側の理由によりやむを得ず発生してしまうものもあると思われるが、一者応札の原因を分析した案件毎の個別表のみでなく、その原因が大別して分かるように全件を一覧できる総括表を作成し公表してはどうか。</p> <p>○一者応札となった案件について、入札公告する期間の適否や同時期の類似入札案件を調査することによって、よりの確な原因分析を行うと共に、一者応札改善に向けた取組を進めてはどうか。</p>	<p>○現在、部局別に公表している一者応札分析調査表に加え、契約全般の原因がわかるよう、平成28年度から調達改善計画に盛り込んだカテゴリー別の要因分析を行うなど、自己評価時の公表方法の工夫について検討する。</p> <p>○引き続き、調達部局において一者応札となった案件についての原因分析を行うこととし、その際、過年度の類似案件の理由や平成28年度調達改善計画で示したカテゴリー別の要因の傾向も参考にしつつできるだけ詳細に分析し、具体的に一者応札となった理由を把握するよう努めることとする。</p>

外部有識者の氏名・役職【長谷川太一公認会計士】 意見聴取日【平成28年6月27日】

意見	意見に対する対応
<p>○平成27年度調達改善計画の自己評価については了解したので、引き続き経済性、公正性、透明性に留意のうえ適正に取り組みたい。</p>	<p>○今後も調達コストの縮減や調達対象の品質確保などの観点から調達改善を図っていく。</p>

外部有識者の氏名・役職【樋野公宏東京大学大学院工学系研究科准教授】 意見聴取日【平成28年6月24日】

意見	意見に対する対応
<p>○MPS（マネージド・プリント・サービス）については、コスト削減のみならず事務手続きの軽減効果があることも重要。職員に対する経費削減効果の周知をしっかりと行うことが必要。</p> <p>○随意契約や一者応札について、やむを得ず随意契約等になると思うが、その適正性を確認することが重要。</p> <p>○自己評価全般について、目標の進捗状況は全てAとなっているが、同じAでも達成が困難なものもあるはずなので、困難度もわかるようだと良い。</p>	<p>○印刷等の使用状況について、各部署のイントラに掲載する等により周知を行っているが、引き続き、これを効果的にするよう周知に努めていく。</p> <p>○随意契約については競争性のある契約への移行可否を検証すること、一者応札については競争環境改善策の事前検証をすることを徹底する。</p> <p>○今後の自己評価について、困難が伴ったものは課題として明記するなどの工夫をしていく。</p>

外部有識者の氏名・役職【村山頭人東京大学工学院工学系研究科准教授】 意見聴取日【平成28年6月24日】

意見	意見に対する対応
<p>○公共工事の調達における、段階的選抜方式について、受注者が固定化しないように配慮しながら取り組むべき。</p> <p>○随意契約となることがやむを得ない理由について、（相手方が限られる等）随意契約によらざるを得ないという整理に加え、例えば、システムの更新期等で当該者と契約しないと膨大な追加コストが生じるなど競争契約によることの負の影響も把握した上で、随意契約を選択した理由を整理することが必要。</p>	<p>○特定の企業への受注偏りがどうかを注視し、必要に応じて対応を検討する。</p> <p>○随意契約を真にやむを得ないものに限定するため、各調達部局において、競争契約によるとどのような事態が生じるかも勘案しながら競争性のある契約への移行可否を検討し、検討結果を踏まえた理由を公表する。</p>